

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第 5 5 4 号)

平成 2 0 年 8 月 1 日

横情審答申第554号

平成20年8月1日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ
く諮問について（答申）

平成20年1月28日まち調整第2276号による次の諮問について、別紙のとおり答申し
ます。

「特定社会福祉法人及び特定老人福祉施設に関する行政文書」の一部開示決定
に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「横浜市開発事業の調整等に関する条例のうち第17開事1728号開発、特定社会福祉法人、特定老人福祉施設に関する書類（第17前届1730号、第17開事1728号、第18協1717号、第18規1750号。ただし、閲覧対象書類を除く）」を一部開示とした決定のうち、地盤調査報告書を非開示とした決定は妥当ではなく、調査等を担当した者の氏名及び印影並びに調査を行った法人の代表者の印影を除き開示すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市開発事業の調整等に関する条例のうち第17開事1728号開発、特定社会福祉法人、特定老人福祉施設に関する書類（第17前届1730号、第17開事1728号、第18協1717号、第18規1750号。ただし、閲覧対象書類を除く）」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年12月14日付で行った一部開示決定のうち、地盤調査報告書（以下「本件申立文書」という。）を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号及び第6号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 特定社会福祉法人（以下「本件法人」という。）はその事業として開発行為を行うため、自ら費用を負担して開発区域内の地盤調査を行ったものであり、その結果を記載した本件申立文書を本市の情報公開制度を通じて第三者が取得できるとすると、当該第三者は費用の負担をすることなく他人の行った地盤調査のデータ、知見（調査結果に基づく検討内容には調査を行った者のノウハウが含まれている）を得ることができることになる。

イ 調査費用を負担した本件法人が開発行為の手続をいったん中断した場合に、競争的な他の事業者が情報公開制度を通じて調査結果を入手できるとすると、その分他の事業者は事業費を抑えることが可能となり、事業活動の競争上、費用を負

担した本件法人が不利な立場に置かれることになるなど事業活動に不測の損害を被る可能性がある。

ウ 本件申立文書が開示され地盤の状況・強度が公にされることにより、当該建設予定地及び周辺地の地価に影響を与え、土地所有者その他の権利者の財産権その他の正当な利益が侵害されるおそれがある。

エ 異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件申立文書が本号ただし書に該当するため開示する必要があるとしている。しかし、当該開発行為によって水脈が分断され周辺に崖崩れのおそれが生じるなどの危険は証明されているものではない。本件申立文書は開発区域内に関するものであり、その内容によって直ちに周辺における崖崩れのおそれ等が判るものではないため、人の生命等の保護とは直接の関係はなく本号ただし書に該当しない。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

地盤調査報告書は提出を義務付けられているものではなく、行政指導に基づき事業者が必要と判断する場合に任意に提出されるものであり、本市の審査のみに使用されるとの事業者の信頼が前提となっている。提出された本件申立文書が開示されることになると、今後、事業者から地盤調査報告書の提出を受けることが困難となり、事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

(1) 本件法人が市へ提出する報告書の作成費用を負担するのは当然のことであり、情報開示の際に費用負担を非開示の理由とすることはおかしい。

建築物が既に決まっているその敷地の調査結果を開示することが、本件法人の事業活動を損なうとは考えられない。調査結果はその地盤の安全性を確認したものであるから、確認内容を公にすることは本件法人の事業活動を損なうことにはならず、安全性の確認を示すことは、むしろその逆になる。

(2) 検討内容の知見というが、4点ボーリングの柱状図から地盤の様子を読み取るとは一般的なことである。市への調査報告書なのだから、実用されている土木工学であるはずである。

(3) 土地・建物の所有、施設の運営の主体は本件法人であり、建築設計は既にできているのだから、本件では開発競合などがあるわけではなく、実施機関が例としてあ

げているような不測の損害はありえず、本件法人を不利な立場とするようなことはない。

- (4) 今回の開発については周辺住民からいくつもの反対意見や地盤についての懸念があがっているが、住民説明会はごく一部の住民に不十分な内容でしかされていないため、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために本件申立文書を開示する必要がある。開発地内の地盤調査結果も周辺における崖崩れの危険性の推定に有効なデータであるから、人の生命等の保護に直接の関係がある。
- (5) 条例第7条第2項第6号は、今回の事務に支障はないが、今後、同種の事務がやりにくくなるかもしれないという場合には該当しない。

5 審査会の判断

(1) 宅地造成に関する工事の許可について

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下「宅造法」という。）は、宅地造成に伴う崖崩れなどの災害を防止し、安全な宅地を供給するため、宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事について許可制度を定めており、実施機関は、造成主から宅地造成に関する工事について宅造法に基づく許可の申請があったときは、政令等の定める技術的基準に適合するか審査を行い、適合する場合に許可を行っている。

許可申請の際に提出すべき書類については、宅地造成等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「施行規則」という。）等により許可を受けようとする工事の規模や種類ごとに定められている。

(2) 本件申立文書について

本件請求は、特定老人福祉施設の建設用敷地の宅地造成工事に係る一連の行政文書を対象としてなされたものであり、そのうち、第18規1750号の添付資料が本件申立文書である。本件申立文書は、実施機関に対して宅地造成許可申請を行った本件法人が調査会社に委託し作成させた、造成地の地盤を調査した報告書であり、調査の方法、調査結果及び調査結果に基づき計算、検討した結果が記載されているほか、資料として調査位置図、ボーリング柱状図等が添付されている。本件申立文書は、コンクリート造の擁壁を設置する場合に、施行規則第4条第2項により提出が義務づけられている擁壁の構造計算書の計算根拠として、行政指導に基づき、本件法人が必要と判断して任意に提出したものである。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号は、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業

を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件法人はその事業として開発行為を行うため、自己の費用負担で開発区域内の地盤調査を行ったものであり、その結果を記載した本件申立文書を情報公開制度を通じて第三者が取得できるとすると、当該第三者は費用の負担をすることなく他人の行った地盤調査のデータ、知見を得ることができることになり、その結果、費用を投じて調査を行った本件法人は事業活動に不測の損害を被る可能性があることから、本件法人の競争上の利益を害するおそれがあるため非開示としたと説明している。また、本件申立文書が開示され地盤の状況・強度が公にされることにより地価に影響を与え、土地所有者や周辺の地権者の財産権を侵害するおそれがあるとも主張している。

ウ しかし、実施機関の説明は一般論に終始しており、本件申立文書を開示することにより権利、利益が害されることとなるか否かを当審査会が判断するに十分な根拠を示したものとなっていないため、本号アに該当すると認める根拠を見出すことはできなかった。

エ また、実施機関の一部開示理由説明書には、括弧書きで「調査結果に基づく検討内容には調査を行った者のノウハウが含まれています。」との記述が見られるが、本件申立文書のどの部分にどのようなノウハウが含まれているのか、それが開示されることにより誰のどのような競争上の地位その他正当な利益を害することとなるのかについて具体的な説明がなされていない。

オ したがって、本件申立文書が本号アに該当すると認めることはできない。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は一部開示理由説明書（補足）において、地盤調査報告書は、行政指導に基づき事業者が必要と判断する場合に、本市の審査のみに使用されるとの事

業者の信頼を前提に任意に提出されているものであるから、これが開示されると今後事業者から地盤調査報告書の提出を受けることが困難となり、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

ウ しかし、実施機関の説明は、抽象的な可能性の範囲に留まるもので具体性に欠けており、単に抽象的にその蓋然性を主張するのみでは、事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認め難く、本件申立文書が本号に該当するとは認められない。

(5) 条例第7条第2項第2号及び第4号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号は「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については開示しないことができると規定し、また、同条同項第4号では「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、これらの条文の該当性について主張していないが、当審査会は、調査等を担当した者の氏名及び印影並びに調査を行った法人の代表者の印影について、次のように判断する。

ウ 調査等を担当した者の氏名及び印影について

調査等を担当した者の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別することができる情報であることから、本項第2号本文に該当し、同号ただし書に該当しない。

エ 調査を行った法人の代表者の印影について

調査を行った法人の代表者の印影は、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該法人の財産の保護に支障が生じるおそれがあることから、本項第4号に該当する。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を非開示とした決定は妥当ではなく、調査等を担当した者の氏名及び印影並びに調査を行った法人の代表者の印影を除き開示すべきである。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成20年1月28日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成20年1月31日 (第121回第一部会) 平成20年2月1日 (第53回第三部会) 平成20年2月8日 (第120回第二部会)	・諮問の報告
平成20年2月14日 (第122回第一部会)	・審議
平成20年2月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年2月28日 (第123回第一部会)	・審議
平成20年3月27日 (第124回第一部会)	・審議
平成20年4月9日	・実施機関から一部開示理由説明書(補足)を受理
平成20年4月10日 (第125回第一部会)	・審議
平成20年5月12日	・異議申立人から意見書を受理
平成20年5月22日 (第127回第一部会)	・審議
平成20年6月12日 (第128回第一部会)	・審議
平成20年6月26日 (第129回第一部会)	・審議